

住民税・国民健康保険税の申告が始まります！ ～準備はお早めに～



平成21年分住民税・国民健康保険税の申告が、2月16日（火）から始まります。詳しくは、後日配布します日程表をご確認ください。必要な書類を持参の上、申告してください。

■申告をしなければならぬ方

- ①平成22年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方
- ②営業、農業などの事業収入や不動産収入がある方
- ③国民健康保険に加入されている方
- ④給与所得が二ヶ所以上あり年末調整をされなかった方
- ⑤報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた方
- ⑥医療費控除等その他の所得控除を受ける方
- ⑦肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける方

■申告をしなかった場合は

- ①金融機関等に必要所得証明書などの交付ができません。
- ②国民健康保険税の軽減措置が受けられません。
- ③その他市営住宅や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

■事業主の皆さまへ

平成21年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。また、「給与支払報告書」は、受給者の平成22年1月1日現在、住所のある市町村に、平成22年2月1日（月）までに提出してください。

■身体の不自由な方や高齢者の方へ

期間中、申告に来ることができない場合は必ず連絡をしてください。

■問い合わせ先 税務課市民税係 ☎22-13148

農業委員選挙人名簿登載申請書の提出について

農業委員会委員選挙の選挙人名簿は、農業委員会等に関する法律施行令第3条と、公職選挙法に基づき実施されますが、選挙人名簿については、他の選挙と違い、選挙人名簿登載申請書の提出により作られます。こうして作られる名簿に載っていないと、投票もリコールの請求もできなくなります。

農業委員選挙人名簿登載申請書の提出は、毎年必要です。

選挙権及び被選挙権をもたれる方は、阿蘇市において10アール以上の農地について、耕作の業務を営むもの、またその同居の配偶者及び親族（耕作従事日数が年間おおむね60日以上及び農業委員会が認めたもの）。年齢は、平成2年4月1日以前に出生した者（満20歳以上）が、対象となります。

申請書の提出期限は、平成22年1月15日までです。阿蘇市農業委員会、市役所内牧支所、波野支所に提出してください。

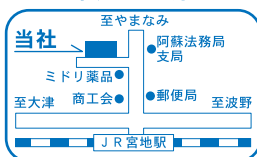
問い合わせ先 農業委員会 ☎22-3254

お部屋探しのパートナー



阿蘇不動産賃貸管理室
有限会社 **フォース**

=ご来店のご案内=



(社)全国宅建建物取引保証協会会員
(社)熊本県宅地建物取引業協会会員
賃貸不動産管理業協会会員
移住・住みかえ支援機構会員
熊本県知事免許(6)2807

CHECK

契約者優先につきお早めに!!
各物件の詳細については、ご来店のうえ
納得のいくまでお確かめ下さい。

☎(0967)22-4660

広告